

令和3年度採用  
尼崎市  
会計年度任用職員  
(非常勤行政事務員)  
募集案内

障害児通所支援等相談員

【採用予定日】

令和4年1月1日(土)

【試験日】

令和3年12月15日(水)面接試験20分～30分程度

※下記、募集期間内に採用試験申込書と作文の事前提出(持参または郵送(12月10日必着))が必要

【募集期間】

令和3年11月18日(木)から令和3年12月10日(金)

※午前9時から正午、午後1時から午後5時30分まで

(ただし、土・日曜日及び祝日を除きます。)

受付場所及び問い合わせ先

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市役所

健康福祉局 障害福祉担当部 障害福祉政策担当課(市役所本庁舎南館2階)

TEL: 06-6489-6577 FAX: 06-6489-6351

尼崎市ホームページアドレス

<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp>

## ● 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、地方公務員法で定める一般職の非常勤職員です。  
任期は1年（4月1日～翌3月31日）以内（※<sup>1</sup>）と定められており、また、そのほか地方公務員法の規定（※<sup>2</sup>）が様々適用されます。

- ※1 翌年度以降も職が設定され、勤務成績が良好の場合に限り、選考のうえ、任期終了後に再び（続けて）任用される場合があります。
- ※2 服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）や懲戒の規定などがあります。

## ● 会計年度任用職員の募集

本市では、会計年度任用職員の区分を、役割により「非常勤行政事務員」と「非常勤事務補助員」というものに分けており、このたび、児童発達支援などの給付に係る相談及び調査等を行う非常勤行政事務員（障害児通所支援等相談員）を次のとおり募集します。

### 1 職務内容、採用予定人数、受験資格等

#### (1) 職務内容

- ① 障害児通所支援の利用に係る相談・指導、調査、心理判定、申請受付業務
- ② 障害児通所支援の支給決定に係る勘案事項の調査業務
- ③ 障害児通所支援の支給に係る利用者、保護者、サービス提供事業者及び障害児相談支援事業者等との調整業務
- ④ その他、所属長の指示する業務

#### (2) 採用予定人数

1名

#### (3) 受験資格次の①から③の要件を満たすこと。

- ① 学校教育法による大学、又は旧大学令に基づく大学において心理学を専修する学科又はこれに相当する過程を修めて卒業した者
- ② 自動車運転免許を所持する者
- ③ 自転車に乗れること

※ 非常勤行政事務員としての任用上限年齢は、原則として令和3年4月1日現在59歳の方となります。

※ 国籍は問いません。ただし、地方公務員法第16条各号の規定（欠格事項：下記参照）に該当する人は受験できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 尼崎市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 2 応募方法

### (1) 申込方法

応募受付期間中に尼崎市障害福祉政策担当課（尼崎市役所 本庁舎南館 2階）へ次の書類を**持参または郵送（12月10日（金）必着）**してください。

なお、応募受付期間（時間）を過ぎた場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けることができませんので、ご注意ください。

- ① 尼崎市会計年度任用職員（非常勤行政事務員）採用試験申込書 1部
- ② 受験資格があることを証明するもの（写しで可） 1部
- ③ 指定の原稿用紙に手書きで記載した作文 400字詰原稿用紙2枚

**提出書類に不備がある場合は、応募を受理できない場合があります。記載内容、提出書類をよく確認してお申し込みください。**

### (2) 受付期間

令和3年11月18日（木）から令和3年12月10日（金）

**受付時間は、午前9時から正午、午後1時から午後5時30分まで**

（ただし、土・日曜日及び祝日を除きます。）

### (3) その他

- ① 受験に際しての提出書類は、いかなる理由があっても返却しません。
- ② 応募書類に記載の個人情報については、尼崎市個人情報保護条例により保護され、採用事務以外の目的で利用することはありません。

## 3 面接試験日時・場所

### (1) 日時

令和3年12月15日（水）午前9時30分から順次

※ 時間等の詳細については、採用試験申し込み受け付け時に受験票にて通知（郵送の場合は返送）します。面接試験当日に受験票を持参してください。

### (2) 場所

尼崎市役所 議会棟3階東会議室（尼崎市東七松町1丁目23-1）

※ 受験者控室は、議会棟3階西会議室です。

## 4 採用決定までの日程

### (1) 結果発表

面接試験終了後、速やかに試験結果通知を送付します。

### (2) 健康診断の受診

採用内定者には、市民健康開発センターハーティ21において健康診断を受診していただきます。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため受診時期が延期になる場合があります。

### (3) 採用決定

書類選考及び面接試験の結果をもって採用を決定します。

### (4) 採用予定日

令和4年1月1日（土）

- ※ 試験実施時点の受験資格について「取得見込」の方は、資格取得後、速やかに資格証明書等、資格取得を証明する書類をご提出ください。採用試験に合格されても採用日までに必要な資格取得を証明する書類の提出がない場合は、採用を取り消します。また、申込書記載事項を偽っていたことが判明した場合は、厳正な処分の対象となりますのでご注意ください。

## 5 勤務条件等

### (1) 任用期間

採用予定日から令和4年3月31日（木）までです。次年度以降の任用については、勤務成績が良好の場合に限り、選考のうえ、再度任用する場合があります。

### (2) 条件付採用期間

採用日から1か月間（勤務日数が少ないときなどは1か月を超える場合あり）

### (3) 勤務地

尼崎市北部保健福祉センター北部障害者支援課（尼崎市南塚口町2丁目1番1号塚口さんさんタウン1番館5階）又は南部保健福祉センター南部障害者支援課（尼崎市竹谷町2丁目183番リベル5階）を勤務場所とします。なお、家庭訪問や事業所に出向く等、北部及び南部保健福祉センター以外でも業務を行う場合があります。

### (4) 勤務日及び勤務時間

- ① 始業時刻 午前9時
- ② 終業時刻 午後5時30分
- ③ 休憩時間 正午から午後1時まで
- ④ 勤務を要しない日時
  - ア 日曜日及び土曜日
  - イ 月曜日から金曜日までのうち1日
  - ウ 国民の祝日に関する法律に規定する休日
  - エ 年末年始（12月29日～翌1月3日）
  - オ その他 公務のため必要があると認めるときは、所定の勤務時間を超えて勤務時間を延長し、又は勤務を要しない日などに勤務させる場合あり。

※ 勤務する曜日は所属長が指定します。

### (5) 年次有給休暇等

年次休暇は初年度を10日（任用月数6月以下は5日、4月以下は4日、2月以下は2日）とし、継続した年度に応じて20日を限度として付与します。その他、夏季休暇（有給）、育児休業（無給）等の制度あり。

### (6) 報酬等

- ① 報酬月額 171,450円～194,090円

※年齢や年度により額が異なる給付体系となっています。

- ② 通勤代 自宅から勤務場所までの徒歩による通勤距離が片道 2 km 以上かつ、  
交通機関又は交通用具の利用距離が片道 1 km 以上の場合支給あり。
- ③ 期末手当 6 月及び 12 月に支給（予定）
- (7) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険  
適用あり。
- (8) 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償  
労働者災害補償保険法又は尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等  
に関する条例の規定に基づく補償の適用あり。

以 上

## 募集受付場所および面接試験会場

- JR立花駅より南東へ約800m
- 募集受付場所は、本庁舎南館2階障害福祉政策担当課です。
- 面接場所は、議会棟3階東会議室です。

